

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	地下貯蔵タンクの流出事故防止対策について	
担当部局	総務省消防庁予防課危険物保安室	電話番号: 03-5253-7524
評価実施時期	平成22年2月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 腐食のおそれが高い一部の地下貯蔵タンクについて、危険物の漏れ防止対策を行うための技術上の基準を強化すると共にその他規制の合理化を図る。</p> <p>【内容】 ① 地下貯蔵タンクのうち、特に腐食のおそれの高いもの(主に設置年数が50年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが6.0mm以下のタンク)については危険物の漏れを未然に防止する措置を、腐食のおそれが高いもの(主に設置年数が30年以上、防食効果の低い外面保護、タンクの厚さが4.5mm以下のタンク)については、漏れを未然に防止する措置又は漏れを感知する装置を設置することとする。 ② 地下貯蔵タンク等について、危険物の貯蔵及び取扱いが休止され、市町村長等が、保安上支障がないと認めた場合には、当該地下貯蔵タンク等に係る漏れの点検期間を延長することができること、市町村長等が延長期間を定めた場合には漏れ点検の記録の保存期間もこれに応じて延長されることを規定する。 ③ 強化プラスチック製二重殻タンクの内殻に用いる強化プラスチックが、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類に応じて、安全性を図る試験(耐薬品性試験)の基準に適合すれば、当該二重殻タンクで当該危険物の貯蔵及び取扱いを可能とするよう規定する。</p> <p>【必要性】 ① 腐食による流出事故が年々増加しており、その大半が地下貯蔵タンク等からのものとなっている。地下貯蔵タンク等からの危険物の流出は、その構造上発見が遅れる可能性が高いことから被害の拡大が懸念されるため所要の改正を行う。 ②及び③ 危険物規制の合理化を図るため。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第10条、 ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)附則第2項第1号 ・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の2、第62条の5、第62条の8
想定される代替案	特になし	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	<p>①について、地下タンクの流出事故防止対策に係る以下の費用が発生する。</p> <p>○各タンクにかかる費用 常時監視装置を設置した場合、漏れの点検(手数料:50千円)が設置から25年間免除される(1,250千円負担減)ため、最も現実的な想定として、常時監視装置を設置するものとして計算した。 ・腐食のおそれが特に高いタンクの場合、費用は【内面ライニング又は電気防食】1,100千円+【常時監視装置】500千円=1,600千円程度であるので、点検免除により差引きすると、350千円程度の負担となる。 ・腐食のおそれが高いタンクの場合、費用は【常時監視装置】500千円程度であるので、点検免除により差引きすると、負担はなくなる。 ※なお、これらの費用とは別に各施設につき、各地方公共団体の条例に定める金額分の変更許可申請等の費用(手数料2~4万円程度)や、維持費用【電気防食】52.8円/日及び【常時監視装置】42円/日がかかる。 ②及び③については特になし。</p>	
(行政費用)	<p>① 各施設において設置許可等に係る費用が発生する。 ※なお、この費用は各地方公共団体の条例に定めるところにより別途施設の所有者等から手数料として徴収する。 ②及び③については特段増加しない。</p>	
(その他の社会的費用)	特になし	

規制の便益	<p>便益の要素</p> <p>① 危険物の漏れが防止されることで、災害時の生命身体及び財産への損害(施設の改修費用や休業期間中の営業補償費として、現在年間15件程度の事故で約675,000千円の損害が生じている。1件あたり損害額約45,000千円)の拡大が最小限に抑えられることとなる。また、流出事故が環境に与える悪影響も抑えることができる。</p> <p>② 市町村長等が、保安上支障がないと認めた休止中の地下タンク貯蔵所等について、休止期間中の漏れ点検に要するコストが不要になる。</p> <p>③ 強化プラスチック製二重殻タンクにおいて、バイオ燃料等の新エネルギーも貯蔵することが可能となる。</p>
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>① 今回の改正により、年々増加する地下貯蔵タンクからの流出事故の発生及び被害拡大を防止することができる。また、個々の所有者等にとっては、25年間漏れ点検の義務が免除されるため、一定程度の費用を抑えることができる。また、数値化が難しい指標として、危険物の流出事故により環境に与える悪影響を抑えることができる。</p> <p>さらに、危険物を取り扱う施設等の危険性を踏まえると、施設に応じた技術上の基準を満たすことは人命確保や財産を保護するために求められることであり、当該目的の達成のために危険物施設等の所有者等がその施設に応じた技術上の基準を満たすことは法で求められているところである。</p> <p>以上のことを勘案すると、便益は費用に見合ったものであり、かつ、危険物施設等の所有者等がその費用を負担することについては、合理性があると考えられる。</p> <p>② 保安上の支障がないと認められ、漏れ点検の延長が行われれば、当該所有者等に課せられる義務の軽減が合理的に図られると見込まれる。</p> <p>③ 多様な危険物を強化プラスチック製二重殻タンクにおいて貯蔵できるようになるため、所有者等にとって利便性が向上すると考えられる。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>「既設の地下貯蔵タンク等の腐食の評価手法及び評価結果に応じた合理的な点検・保守管理手法の調査検討会」(委員長:松本洋一郎 東京大学大学院工学系研究科教授)</p>
レビューを行う時期又は条件	<p>規制の改正後、必要があると認めるときは、レビューを行うものとする。</p>
備考	